

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決を経て締結した工事請負契約の契約金額の変更について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

## 工事請負契約の契約金額の変更について

令和 7 年 9 月 29 日議決を経た、市道日脚治和線（周布橋）橋梁床版工事請負契約の契約金額の変更を、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり決定する。

令和 8 年 2 月 16 日 専決

浜田市長 三 浦 大 紀

## 工事請負契約の契約金額の変更の決定

市道日脚治和線（周布橋）橋梁床版工事請負契約の契約金額を 4,782,800 円増額し、169,714,600 円とする。